

## 訪問看護 重要事項説明書

\_\_\_\_\_様に対するサービスの提供開始にあたり、福岡県・大分県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 中津胃腸病院
主たる事務所の所在地	〒871-0162 大分県中津市永添 510 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 深野 昌宏
設立年月日	平成元年 6 月 1 日
電話番号	0979-24-1632（代表）

### 事業所の概要

事業所の名称	あんず訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
所在地	〒871-0162 福岡県豊前市久松 109-5	
電話	0979-33-7015	
指定年月日・事業所番号	2025 年 9 月 1 日指定	
管理者の氏名	日巻 美香	
通常の事業の実施地域	豊前市、吉富町、上毛町、築上町、中津市	

### 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、本人の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病状、障害の観察、健康相談</li> <li>・ 血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備</li> <li>・ 日常生活の看護</li> <li>・ 清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など</li> <li>・ 医師の指示による医療処置</li> <li>・ 褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談</li> <li>・ 認知症の看護</li> <li>・ 認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言</li> <li>・ 精神的支援をはじめ総合的な看護</li> <li>・ 住まいの療養環境の調整と支援</li> <li>・ 苦痛の緩和と看護</li> <li>・ その他</li> <li>・ 家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談</li> </ul>
看護職員の禁止行為	<p>看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり</li> <li>・ 本人又は家族からの金銭、物品、飲食の授受</li> <li>・ 本人の同居家族に対するサービス提供</li> <li>・ 本人の居宅での飲酒、喫煙、飲食</li> <li>・ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）</li> <li>・ その他本人又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為</li> </ul>

## 訪問看護事業所および出張所の職員体制

従事者	資格	人員	常勤換算
看護職員	看護師 ※管理業務を行う者 1名を含む	常勤（2名）・非常勤（1名）	2.5名
リハビリ職員	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	適當数	
事務職員	事務員	適當数	

## サービス提供時間

受付日	月曜日～金曜日（土・日・祝祭日を除く）
時 間	8：30～17：00（緊急時は 24 時間対応）

## 利 用 料

### ・ サービス利用料

利用者がサービスを利用した場合は、別添1から別添3の『訪問看護の利用料一覧』のとおりです。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

診療報酬および介護報酬改定に伴い、料金の変更がある場合には、再度、『訪問看護の利用料一覧』を用いて説明致します。

### ・ キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、速やかに担当事業所へご連絡ください。

キャンセル料金はかかりません。

### ・ 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）については、1ヶ月ごとにまとめて15日までに請求書をお渡しいたします。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した翌月27日に利用者が指定する口座から毎月お引き落とします。（27日が土・日・祝の場合は、その翌日となります）

## 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

## 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

## 災害発生時の対応

災害発生時はその規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

## 高齢者への不適切な対応防止

事業者は、利用者様等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1)研修を通じて従業者的人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2)居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	あんず訪問看護ステーション	電話：0979-33-7015
外部相談窓口	中津胃腸病院 地域連携センター	電話：0979-22-9815

当事業所以外にお住まいの市町村等へ苦情を伝える事ができます

豊前市健康長寿推進課 介護保険係	電話	0979-82-8114
	FAX	0979-83-0566
吉富町役場 福祉保険課	電話	0979-24-1123
	FAX	0979-24-3219
上毛町役場 長寿福祉課	電話	0979-72-3188
	FAX	0979-84-8021
築上町役場 保険福祉課	電話	0930-56-0300
	FAX	0930-56-0334
中津市役所 介護長寿課	電話	0979-62-9804
	FAX	0979-26-1217
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	電話	092-642-7859
	FAX	092-642-7856
福岡県介護保険広域連合 豊筑支部	電話	0979-84-1111
	FAX	0979-84-1116
大分県国民健康保険団体連合会	電話	097-534-8475
	FAX	097-534-4020

## サービスの利用に関する留意事項

- ・ 毎月 1 回および変更時に被保険者証等の確認をさせていただきます。
- ・ 利用者は「4. 提供するサービスの内容」で示した「看護職員の禁止行為」については依頼することはできません。
- ・ 事業所の都合により、看護職員を交替することがあります。看護職員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮させていただきます。
- ・ 訪問看護は自家用車でご自宅に伺い、サービスを提供させていただきますので、ご自宅付近に駐車スペースを確保していただくことをお願い致します。

## 秘密保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>・ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>・ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>・ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ※ただし、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。</li></ul>
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>・ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>・ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</li></ul>

当事業者は、訪問看護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

年　　月　　日

事業者　住所　福岡県豊前市久松 109-5

事業所名　あんず訪問看護ステーション

代表者職・氏名　管理者　日巻　美香

説明者職・氏名

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項について説明を受けました。

年　　月　　日

利用者　住所　\_\_\_\_\_

氏名　\_\_\_\_\_印

署名代行者（又は法定代理人）

住所　\_\_\_\_\_

氏名　\_\_\_\_\_印

本人との続柄　\_\_\_\_\_